

答 申 書

今後の市立幼稚園のあり方について

令和 6 年（2024） 7 月 2 2 日

出雲市教育政策審議会

もくじ

はじめに	3
・ 諮問事項	
・ 審議経過	
第1章 出雲市立幼稚園の現状と課題.....	4
1. 市立幼稚園の設置経緯と幼稚園・保育所園児数の推移.....	4
2. 園児数の推移と今後の推計	5
3. これまでの取組と経過.....	7
4. 市立幼稚園の課題	8
第2章 幼児教育の方向性について.....	9
1. 審議を進める上での主な論点.....	9
2. 3つの論点について	10
3. 市立幼稚園が果たしてきた役割を維持するための方策について	18
第3章 今後の市立幼稚園のあり方について.....	21

【資料編】別冊

はじめに

【諮問事項】

「今後の市立幼稚園のあり方について」令和5年7月24日 諮問

（諮問理由）

出雲市においては、「出雲市教育大綱」のなかでは、「幼児期は、学びに向かう力を育む重要な時期であり、就学前教育の充実に努める」を重点目標とし、市立幼稚園を中心に幼児教育行政が進められている。

しかしながら、少子化の進行や世帯の就労状況の変化による保育需要の増加により、幼稚園の園児数は減少の一途をたどり、集団生活の場での教育について、十分な効果をあげることが難しい園も見受けられる状況にある。

市立幼稚園において、質の高い幼児教育の提供を維持し、効果的な集団教育・保育を実践するために、そのあり方について、幅広く検討し、具体の方向性を示すことを目的として、出雲市長から出雲市教育政策審議会へ諮問が行われた。

【審議経過】

市長からの諮問を受け、15名の委員により9回の審議会を開催し、市立幼稚園のおかれている状況、保育需要など現状を把握するとともに、保護者等を対象としたアンケート調査による実態把握や幼稚園等の視察を行った。その上で、「幼児期における幼児教育のあり方」、「集団教育のあり方」を中心に、出雲市として幼児期に育て欲しい姿と支援のあり方を整理した上で、市立幼稚園が今後果たすべき役割の方向性を示すこととし、慎重に審議を重ね、答申をまとめた。

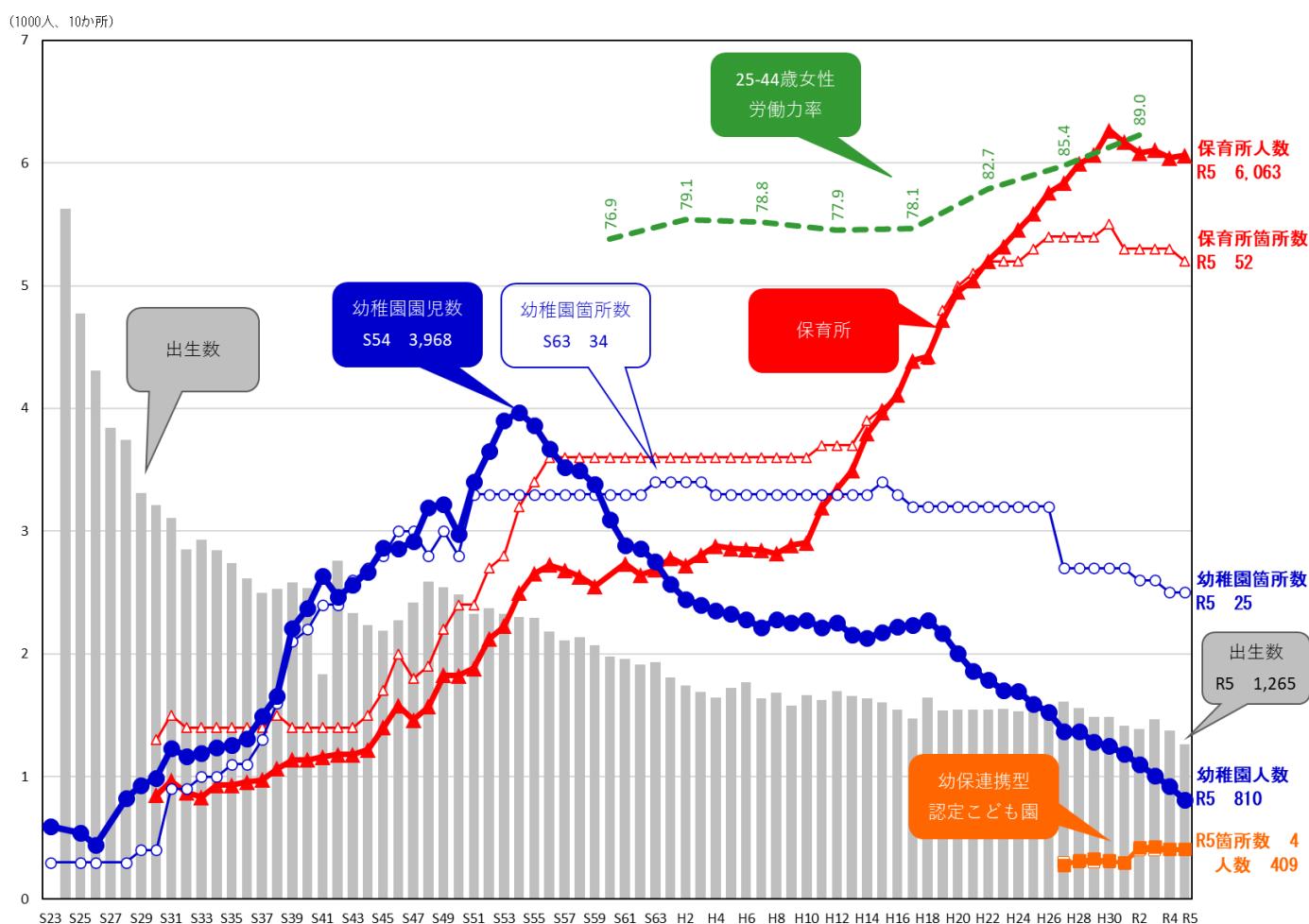
今後、出雲市においては、この答申を十分尊重した上で、市立幼稚園の今後のあり方の基本的な方向性を示し、関係地域・団体等への丁寧な説明に努めるとともに、教育委員会との十分な連携のもと、出雲の子どもたちの未来のために真摯に教育行政に当たられることを願い、次章より審議内容を記す。

第1章 出雲市立幼稚園の現状と課題

1. 市立幼稚園の設置経緯と幼稚園・保育所園児数の推移

本市の市立幼稚園は、明治末期から大正期にかけて今市、平田、大社幼稚園が開設されて以来、戦後の学校教育法や幼稚園教育要領の制定等を契機に昭和30年代以降徐々に数を増やし、昭和50年頃には30か所を超え、園児数も昭和54年に3,968人のピークを迎えた。しかしその後は、少子化の進行や世帯の就労状況の変化による保育需要の増加により、幼稚園の園児数は減少の一途をたどり、集団生活の場での教育について、十分な効果をあげることが難しい園も見受けられる状況にある。（資料1）

資料1 出雲市の出生数、幼児施設人数・箇所数の推移（S23~R5）



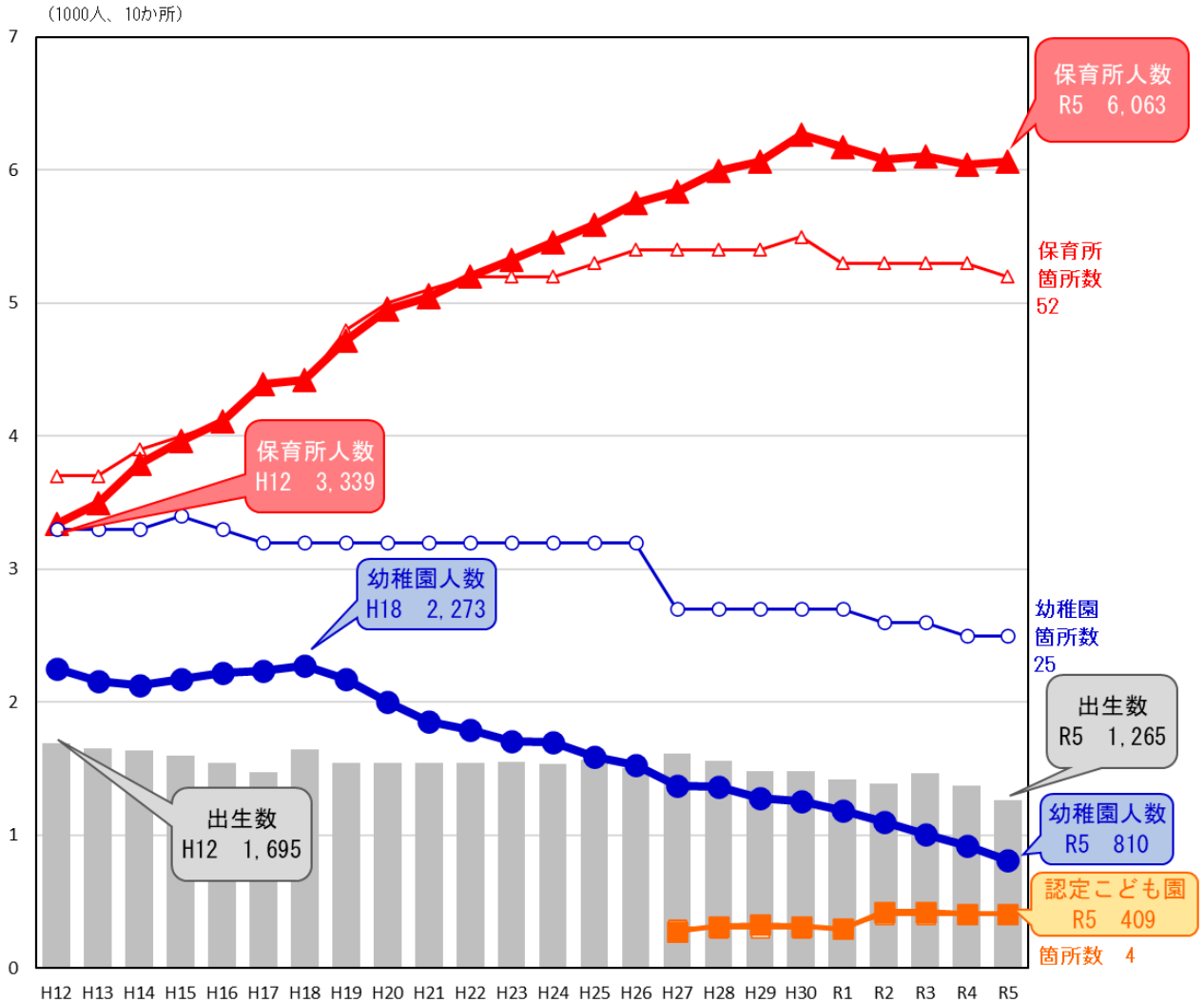
※出生数は H25 以降は外国人を含む

2. 園児数の推移と今後の推計

市立幼稚園の園児数は、平成 18 年の 2,273 名から減少を続け、令和 5 年度には 810 名、令和 6 年度には 702 名と約 1 / 3 に減少している。

園児数は全園で減少傾向にあるが、特に市街地から離れた位置にある幼稚園で小規模化が著しい。(資料 2) (資料 3)

資料 2 出雲市の出生数、幼児施設人数・箇所数の推移 (H12~R5)



資料 3 令和 6 年 5 月 1 日 市立幼稚園園児数・学級数

	今市	大津	上津	塩冶	古志	高松	長浜	四絡	高浜	川跡	鳶巣	朝山	稗原
園児数	38	44	3	60	16	39	6	57	7	47	6	8	6
学級数	3	3	1	3	2	3	1	3	1	3	1	1	1

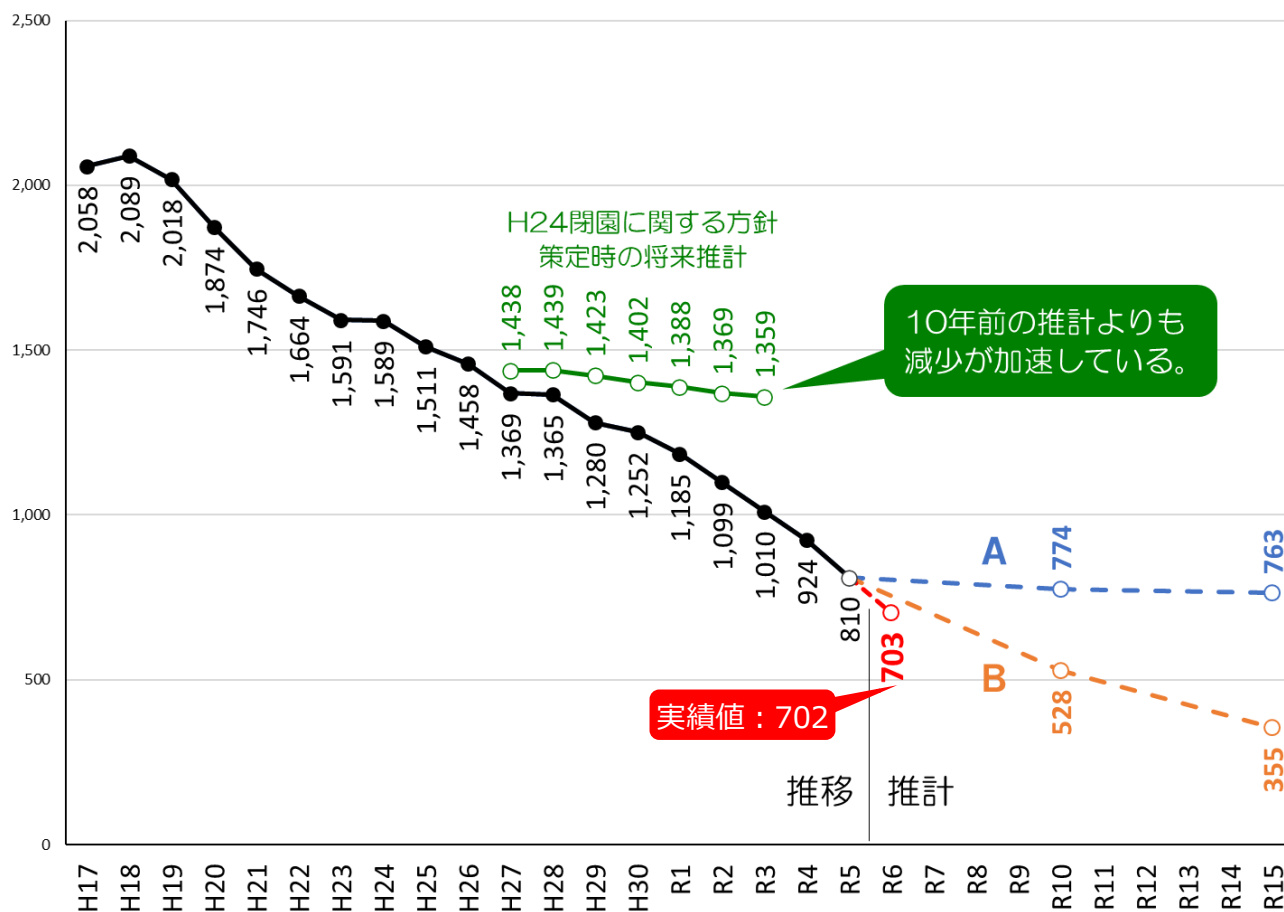
	神門	神西	中央	平田	東	湖陵	大社	荒木	遙堪	荘原	西野	中部	合計
園児数	40	17	68	30	16	10	26	36	14	35	39	34	702
学級数	3	2	3	3	2	2	2	3	2	3	3	3	57

また、今後の園児数について推計した結果、A.就園率が下がらない場合、B.就園率が同率で低下し続けた場合それぞれ、令和 15 年度に A：763 人、B：355 人となった。（資料 4）

ただし、令和 5 年度の園児数 810 人の内訳は、年長児（5 歳児）：332 人、年中児（4 歳児）：253 人、年少児（3 歳児）：225 人であり、令和 6 年度見込（令和 5 年 10 月推計時）は、年長児が卒園して年少児と同数が入園すると見込むと、「703 人」となり、上記推計よりも下位で推移する可能性がある。（新入年少児は減少傾向）

約 10 年前の「出雲市立幼稚園の閉園に関する方針（平成 24 年 9 月 28 日）」策定時点の推計よりも減少が加速しており、今後状況が改善することは考えにくいため、早急に新たな方針を打ち出し、必要な対策を打っていく必要がある。

資料 4 園児数の推移・推計



※上記は令和 5 年度の出雲市教育政策審議会における検討に用いた推計である。

3. これまでの取組と経過

(1)預かり保育の取組

市立幼稚園においては、在園児を対象に、保護者の就労等子育て家庭のニーズに対応して、教育時間（9：00～14：30）外に預かり保育を実施している。短時間預かり（14：30～16：30）対応であった園を順次長時間預かり（7：30～8：30、14：30～18：30）に移行しており、令和5年度からは全園で長時間預かりを実施している。

令和5年度は、在園児全体の55.1%が預かり保育を利用し、うち55.7%が就労等の理由により利用している。（資料5）

預かり保育は、保育所並みの預かり時間を提供して、就労しながら幼稚園へ通わせることができたり家庭の事情で利用できるなど、一定の園児確保に働いているが、全体の園児減に歯止めをかけることはできていない状況である。

資料5 預かり保育の状況・「保育の必要性」の認定状況

(1)利用率（令和5年6月の利用実績で計算）

幼稚園名	園児数	利用者	利用率
今市	41	21	51.2%
大津	47	14	29.8%
上津	5	5	100.0%
塩冶	67	20	29.9%
古志	19	8	42.1%
高松	41	24	58.5%
長浜	7	4	57.1%
四絡	67	18	26.9%
高浜	14	10	71.4%
川跡	55	35	63.6%
鳶巣	14	8	57.1%
朝山	19	18	94.7%
稗原	6	4	66.7%

幼稚園名	園児数	利用者	利用率
神門	40	23	57.5%
神西	19	16	84.2%
中央	64	52	81.3%
平田	33	14	42.4%
東	19	12	63.2%
湖陵	23	14	60.9%
大社	36	18	50.0%
荒木	35	18	51.4%
遙堪	11	9	81.8%
莊原	48	23	47.9%
西野	46	33	71.7%
中部	40	29	72.5%
合計	816	450	55.1%

※ 園児数および利用者は、広域受託を含む。

(2)「保育の必要性」の認定状況（令和5年7月1日時点）

幼稚園名	園児数	認定数	認定率
今市	41	20	48.8%
大津	47	11	23.4%
上津	5	5	100.0%
塩冶	67	20	29.9%
古志	19	7	36.8%
高松	41	24	58.5%
長浜	7	5	71.4%
四絡	66	21	31.8%
高浜	14	12	85.7%
川跡	55	33	60.0%
鳶巣	14	10	71.4%
朝山	19	15	78.9%
稗原	6	3	50.0%

幼稚園名	園児数	認定数	認定率
神門	40	21	52.5%
神西	19	14	73.7%
中央	64	60	93.8%
平田	33	16	48.5%
東	19	7	36.8%
湖陵	23	16	69.6%
大社	36	18	50.0%
荒木	35	15	42.9%
遙堪	11	11	100.0%
莊原	48	25	52.1%
西野	46	34	73.9%
中部	39	30	76.9%
合計	814	453	55.7%

※ 園児数および認定数は、広域受託を含む。

(2)これまでの閉園の状況

「出雲市立幼稚園の閉園に関する方針（平成24年9月28日）」により、5か所の市立幼稚園が閉園され、うち2か所は近隣の社会福祉法人が運営する保育所とともに認定こども園化された。

出雲市立幼稚園の閉園に関する方針（平成24年9月28日）

①対象とする幼稚園

- ・学級数1以下の状態が2年続いた幼稚園

②実施にあたっての基本的な進め方

- ・地元の意向を尊重する。地元と時間をかけ十分に議論・協議を行う。
- ・地元の了解が得られた場合、翌年度からの園児募集を停止し、在園児全てが卒園した段階で閉園を実施する。

①鵜鷺幼稚園 【平成26年度末閉園】

②日御碕幼稚園 【平成26年度末閉園】

③多伎幼稚園 【平成26年度末閉園】→認定こども園化（社会福祉法人）

④出東幼稚園 【令和元年度末閉園】→認定こども園化（社会福祉法人）

⑤乙立幼稚園 【令和3年度末閉園】

(3)市立幼稚園での幼児教育の取組

市立幼稚園では幼児教育の取組として以下の項目を中心に実施しているが、園児減に歯止めがかからない状況である。

- ・「幼児教育」についての研究・研修等
- ・幼稚園の特色ある取組等
- ・教育活動の情報発信
- ・特別な支援を要する幼児への対応

4. 市立幼稚園の課題

市立幼稚園の園児数は減少の一途をたどり、多くの園で集団としての一定規模を確保することが難しい状況となっている。市立幼稚園において、一定規模を確保した上で、子どもたちに「質の高い教育・保育」を提供すると共に、就学前施設として多様な保育ニーズに早急に対応する必要がある。

第2章 幼児教育の方向性について

1. 審議を進める上での主な論点

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」を受けて、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えることをめざし、「支援の量の拡大」、「支援の質の向上」、「仕事・子育ての両立支援」などさまざまな施策が進められてきた。

また、変化の激しい現在、社会において、多様な状況に対応できる力の基礎が求められ、幼児期の教育の重要性が注目されるようになった。

平成30年4月より施行された新幼稚園教育要領では、「幼児期に育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、小学校以降の生活や学習の基礎を培う「学校教育のはじまり」としての役割を担う質の高い教育が求められている。

同時期に改訂された「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においても、3歳からの内容は「幼稚園教育要領」と同じものとなり、すべての就学前施設で同様の「質の高い教育・保育」が求められている。

しかし、この間の「子ども・子育て支援新制度」、「保育ニーズの多様化」等の変化に十分応えきれておらず、少子化等もあいまって、市立幼稚園の小規模化が加速度的に進んでいる状況である。

このような背景の中で、今後の市立幼稚園のあり方を審議する上では、「出雲市教育大綱」のなかで示されている「幼児期は、学びに向かう力を育む重要な時期であり、就学前教育の充実に努める」との考え方をいかに実践していくかについて審議を深めることとした。

「市立幼稚園のあり方」を検討する上で、出雲市の「幼児教育」が本質的にどうあるべきかについて整理するため、次の3つの論点を中心に議論を行った。

- (1)幼児教育のあり方（幼児期に育てる姿）
- (2)集団教育のあり方（規模を含む）
- (3)市立幼稚園が果たしている役割と今後の役割

2. 3つの論点について

(1)幼児教育のあり方（幼児期に育てる姿）

①幼稚園教育要領等の理念

幼児教育のあり方を検討するにあたっては、「幼稚園教育の目的」や、「それを実現するための目標」、「幼児期において育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などについて、学校教育法や幼稚園教育要領等に照らし、共通認識を図ることとした。

①学校教育法第22条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

②学校教育法第23条

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

③「幼稚園教育要領」

1「幼児期に育みたい資質・能力」

- (1) 知識・技能の基礎 (2) 思考力・判断力・表現力等の基礎
- (3) 学びに向かう力、人間性等

2「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- (1) 健康な心と体 (2) 自立心 (3) 協同性 (4) 道徳性・規範意識の芽生え
- (5) 社会生活との関わり (6) 思考力の芽生え (7) 自然との関わり・生命尊重
- (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 (9) 言葉による伝え合い
- (10) 豊かな感性と表現

また、平成30年4月の新幼稚園教育要領と同時期に改訂された「保育所保育指針」、
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においても、3歳からの内容は「幼稚園教育
要領」と同じものとなり、すべての就学前施設で同様の「質の高い教育・保育」が求めら
れていることを踏まえ、検討を進めた。

幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園終了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。 第3 教育課程の役割と構成等 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導 第6 幼稚園運営上の留意事項 第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動 第2章 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現 この章に示すねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。各領域は、これらを幼児の発達から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 2 養護に関する基本的事項 3 保育の計画及び評価 (2) 指導計画の作成 キ 障害のある子どもの保育については、… (4) 保育内容等の評価 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項 (1) 育みたい資質・能力 (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。 第2章 保育の内容 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 2 1歳児上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現 (1) 基本的事項 ア この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協働的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。 イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。 4 保育の実施に関して留意すべき事項 第3章 健康及び安全 第4章 子育て支援 2 保育を利用している保護者に対する子育て支援 (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援 ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況に応じて個別の支援を行うよう努めること。 第5章 職員の資質向上	第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標 3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 (3) 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている園児の幼保連携型認定こども園終了時の具体的な姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮するものである。 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 3 特別な配慮を必要とする園児への指導 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現 基本的事項 1 この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協働的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。 2 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、教育及び保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。 第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項 第3章 健康及び安全 第4章 子育ての支援

いずれも平成29年3月31日改正、平成30年4月1日施行

②審議会での意見

審議会では、次の意見が出され、幼児教育の重要性について、改めて共通理解が図られた。

- ・幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理念をもとに、学びに向かう力や非認知能力※を育てることに幼児教育の重要性があると改めて認識した。
- ・学校としてのスタートとなる幼稚園の機能は、幼児期における人間形成、就学前の教育の場として保障する必要があると感じている。

※「非認知能力」…目標を達成する力（忍耐力、意欲）や他者と協働する力（協調性、信頼、共感）、情動を制御する力（自尊心、自信）で、学習を通して発達する能力。知識や思考といった認知能力とともに、教育の重要な要素である。

(2)集団教育のあり方（規模を含む）

①望ましい集団規模について

幼稚園教育の目標は、学校教育法の「集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと」のように、「集団生活」を前提としている。

ただし、「望ましい集団規模」については、出雲市は市域が広くそれぞれの地域と幼稚園で経緯や事情が異なることから、市の全域に一律の人数をもって適正な集団規模を当てはめることは困難である。

②集団教育の意義

これまで市立幼稚園においては、幼児教育として幼稚園ならではの活動により先導的役割を果たしてきた（これまでの市立幼稚園が果たしてきた役割・評価）

引き続きその役割を期待するが、そのためには一定程度の集団を形成する中での活動が望ましい（集団のあり方）

③審議会での意見

審議会においては、次の意見が出され、集団の必要性・重要性を認識しつつも、何人が適正か、具体的な値を一律に示すことは困難である認識で一致した。

- ・幼児教育においては、集団生活を通じて、自主、自立、協同の精神や規範意識の芽生えを養うことが目標とされており、一定規模の集団は必要と考えるが、集団の規模に対する考え方は地域によってまちまちである。
- ・核家族化や保護者の働き方の変化に伴い、低年齢からの保育所入所が進み、幼稚園においては、一定規模の集団を保ちながらの存続は困難な状況にあるのではないかと。地域によって状況が異なると思うが、アンケートにもあった、幼稚園の統合や、保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園化などの方策も考える必要があると感じている。

また、現地視察やその後の審議会においては、次の感想・意見が出され、保育現場の実態としても集団規模が保たれてこそ幼児教育の効果が発揮されることを確認し、今後の市

立幼稚園のあり方において重視すべき課題として位置付けられた。

- ・人数の多いところ少ないところそれぞれに良さがある。
- ・少人数の園においては、一人一人にきめ細やかな配慮が行き届いており、小規模園ならではの信頼感、安心感を感じた。
- ・子どもが多様な機会に触れ、広く社会性を養い、主体的な活動を促す環境をつくり出すためには、一定の集団規模が望ましいと感じた。
- ・すべての地域に一律の人数をもって適正規模を定義づけることはできないが、幼児教育は環境をとおして行う保育で、多くの人との関わりができることが重要な要素である。
- ・互いの発想や工夫を共有する中で生涯にわたる人間形成の基礎が培われることに鑑みると、同じ学年で、ある程度の規模の集団が形成できることが望ましいのではないか。
- ・小学校に近接している幼稚園においては、日常的に昼休みなど小学校低学年の児童との交流が容易にでき、少人数の園でも存続できるのではないか。

(3)市立幼稚園が果たしている役割と今後の役割

①出雲市立幼稚園の特長

出雲市において市立幼稚園は、その多くが昭和 30 年代以前に設立されたものであり、半世紀以上にわたる幼児教育の実践の積み重ねが、教職員のネットワークのなかで現在まで受け継がれている。これは、市立幼稚園の教職員による園横断的で組織的な研究・研修活動により培われてきたもので、特に市立幼稚園が多い出雲市の特長となっている。

また、特別な支援を要する幼児への対応や外国にルーツをもつ幼児への対応、保育所等との連携による小学校への滑らかな接続について、主導的役割を果たしてきた。

【市立幼稚園の主な取組】

・「幼児教育」についての研究・研修等

「出雲市幼稚園教育研究会」の活動

「幼児教育」に関する研究・研修会、園内保育研究

・幼稚園の特色ある取組等

自主企画特別事業、わくわく・ドキドキ体験事業、科学体験学習（出雲科学館との連携事業）

未就園児教室

幼稚園運営協議会

・教育活動の情報発信

園だより、幼稚園運営協議会だよりの地区回覧、コミュニティセンターへのポスター掲示、ホームページへの掲載、パネル展示、防災無線を活用した情報発信

・特別支援教育への対応

特別支援拠点園（今市幼稚園）、インクルーシブ教育推進園（中央幼稚園）の設置、加配教職員の配置

幼児通級指導教室の設置（5 か所）、小学校通級指導教室へ連続する指導体制の確保

《対応状況》

資料 6 市立幼稚園における特別な支援を要する園児の推移と加配教職員数（単位；人）

区 分		H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
園児数 (5/1 学校基本調査)		1,252	1,185	1,099	1,010	924	810
支援を要する園児数		108	119	92	98	96	83
加配 職員 数	特別支援担当教諭	36	33	23	25	31	31
	保育補助員	3	7	16	15	16	17
	幼稚園ヘルパー	20	18	21	25	24	20

資料 7 保育所等における園児数と支援を要する園児数の推移（単位；人）

区 分	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
園児数(各 4/1 現在)	5,849	6,012	6,050	6,065	5,958	5,979
支援を要する園児数	63	82	66	91	84	109

資料 8 幼児通級指導教室利用幼児数の推移（各年度、月最大人数）（単位；人）

区 分	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
今市幼稚園	36	34	30	34	42
神西小 通級	19	25	22	22	29
平田小 通級	18	19	20	12	10
大社小 通級	13	8	8	13	14
中部小 通級	17	16	19	16	21
合 計	103	102	99	97	116
延べ利用人数	902	831	1,002	878	1,126

資料 9 幼児通級指導教室の指導者数・指導幼児数等 R6.4 (R6.1) (単位；人)

区 分	指導者数	指導幼児数	待機幼児数
今市幼稚園	2 (2)	29 (41)	0 (43)
神西小 通級	2 (2)	19 (26)	0 (11)
平田小 通級	2 (1)	7 (11)	0 (4)
大社小 通級	2 (1)	5 (14)	0 (1)
中部小 通級	2 (2)	14 (21)	0 (2)
合 計	10 (8)	74 (113)	0 (61)

※待機幼児：受入可能人数を超過したことにより、指導を行えず経過を観察している幼児

※令和 6 年度は指導者を増員

※年度後半にかけ、就学相談等を通じて通級指導開始となる幼児が増加する見込み

資料 10 幼児通級指導教室から継続して小学校通級指導教室を利用している児童数

設置校	R6.5 幼児通級から 継続して利用している 小学校通級利用児童数 (小学校 1 年生)	R6.1 幼児通級の 利用児数 (年長児)
今市小学校 通級指導教室	11 人	77 人
神戸川小学校 通級指導教室	7 人	
神西小学校 通級指導教室	2 人	
平田小学校 通級指導教室	3 人	
大社小学校 通級指導教室	6 人	
中部小学校 通級指導教室	4 人	
合 計	33 人	77 人

※幼児通級を利用している幼児のうち、一定数が就学前に通級指導を終えている。

・外国にルーツをもつ幼児への対応

市立幼稚園への通訳兼保育補助員の配置（塩冶幼稚園、中部幼稚園）

《対応状況》

資料 11 外国にルーツをもつ園児の受入状況 4/1 受入人数／受入施設数 (単位；人)

区 分	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
市立幼稚園 人／園	26／7	39／10	40／10	37／10	25／10	30／9
保育所等 人／施設	43／16	55／20	48／22	46／19	71／26	87／27
合 計	69／23	94／30	88／32	83／29	96／36	117／36

出雲市では、第4期出雲市教育振興計画において「特別支援教育の充実」を目標としている。

第4期出雲市教育振興計画

3. 困難を抱える子どもの支援

(1) 特別支援教育の充実

⑥幼稚園等における特別支援教育の充実（P.29）

全幼稚園においてインクルーシブ教育を推進するため、必要に応じ、特別支援補助教諭や補助員、幼稚園ヘルパー等の配置を行い、積極的に特別な支援を要する子どもを受け入れることで、全ての園児が共に学び育つ教育環境の整備に努めます。

特に、今市幼稚園を特別支援拠点園、中央幼稚園をインクルーシブ教育推進園とし、特別な支援を要する園児の一時預かり事業を実施するほか、今市幼稚園には、専門的な知識を有する特別支援巡回訪問スタッフを配置し、全幼稚園への巡回訪問等を通じて、特別支援教育に関する指導・助言を行い、特別支援教育の充実を図ります。

また、今市幼稚園に幼児通級指導教室を設置し、専任の幼稚園教諭を配置するとともに、小学校の通級指導教室に幼児通級指導員を配置し、発達を促す個別の指導や相談を行います。

今後、特別支援拠点園やインクルーシブ教育推進園、通級指導について、保護者ニーズ等を考慮しながら拡充についても検討します。

出雲市の就学前施設における特別な支援を要する幼児の数は増加傾向にある。しかし、市立幼稚園等に設置している通級指導教室では、年度の後半に受入れの上限を超えて待機が発生しているなど、現状でも十分に対応できていない。さらに今後も支援ニーズが拡大することを見据えると、幼児期の早期から対応する特別支援教育の充実、市の施策の柱として重点的に取り組むべき課題である。

また、外国にルーツをもつ幼児への対応については、保育所を含めて受入れが広がりつつあるが、引き続き高いニーズがあり、従来から積極的に外国にルーツをもつ幼児の受入れを行ってきた市立幼稚園が、引き続き受入れ環境の充実を主導していくことが望まれる。

②審議会での意見

当審議会では以下のような意見が出された。

・今市幼稚園や中央幼稚園を中心に、特別な支援を要する幼児の受入れや幼児通級指導教室の運営など、先導的な役割を果たしてきた。保育所における受入れも進んでいるが、今後も、市立幼稚園におけるインクルーシブな保育・教育環境を充実していく必要があると考える。

・保幼小連携など、学びの連続性が保障できるよう、幼児教育の取組において、市立幼稚園が先導的な役割を果たせる体制を構築してほしい。

幼稚園の人数が減少している中でも、公立施設として引き続き果たすべき役割として、幼児教育の研究と普及のけん引役、特別な支援を要する幼児の受入主導役が挙げられた。

また、現地視察の意見として以下の意見が出された。

- ・通級指導教室では、手作りのおもちゃを使った指導や在籍学級における対応方法の指導など、個々の子どもの特性に合わせた支援が行われていることに感心した。
- ・指導を希望していても受入人数に限りがあり、多くの待機が発生している状況を目の当たりにした。さらに、通級指導教室の設置場所は広い市域で5か所に限られており、通うことが困難なケースも想定される。必要な支援を届けるためには、中学校区単位ごとに設置することが望ましい。
- ・今後も特別な支援を要する幼児が増加する状況のなかでは、指導者の確保を含む受入体制の充実や、対応できる園を増やすことが、切迫した課題であることを認識した。
- ・特別な支援を要する園児を含むすべての園児と一緒に過ごす場をもっと増やすべきである。

3. 市立幼稚園が果たしてきた役割を維持するための方策について

(1)認定こども園制度の検討

主に保護者を対象として実施したアンケートでは、認定こども園の増加を望む声があった。これは認定こども園が幼稚園と保育所それぞれの利点を併せ持つ施設であるとの認識から寄せられた期待と考えられる。認定こども園化を選択肢として想定するうえで、市立幼稚園がこれまで果たしてきた役割や今後果たすべき役割をどのようにして形成していくのか、検討を行った。

また市内の認定こども園を視察し、全国で増加傾向にある認定こども園の状況把握と市立幼稚園の果たす役割を整理した。

(2)「幼稚園が果たしてきた役割」と「幼児教育」のあり方

①「幼稚園が果たしてきた役割」と出雲市の就学前施設における展開

(1)を踏まえると、出雲市においては、市立幼稚園の園児数は減少しているものの、その1号認定※の子どもの受け皿は今後も引き続き一定のニーズがあり、「幼稚園が果たしてきた役割」として維持することが必要である。

また、これまで市立幼稚園の特長として果たしてきた幼児教育の研究・研修活動、特別支援教育への対応などの主導的役割を、維持・継続する体制の構築が必要である。

②「幼児教育」のあり方と出雲市の就学前施設における展開

施設類型や運営主体にかかわらず発展的に「幼児教育」を普及させることは、当審議会で認識した地域全体共通の方向性である。

※1号認定

幼稚園、保育所、認定こども園などの利用先は、市町村による3つの区分の認定に応じて決定される。

1号認定	教育標準時間認定
満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望する場合	
利用先	幼稚園、認定こども園

2号認定	満3歳以上・保育認定
満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	
利用先	保育所、認定こども園

3号認定	満3歳未満・保育認定
満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	
利用先	保育所、認定こども園

(3)幼稚園が果たしてきた役割の維持と効果的な幼児教育を形成するための市立幼稚園のあり方について

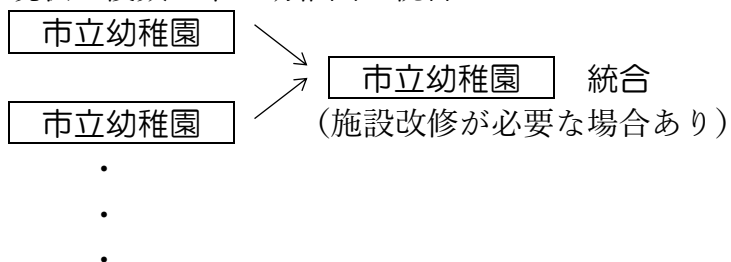
上記を踏まえた幼稚園の再構築にあたっては、下記のパターンを検討した。

A. 市立幼稚園の継続

①現状の市立幼稚園を継続

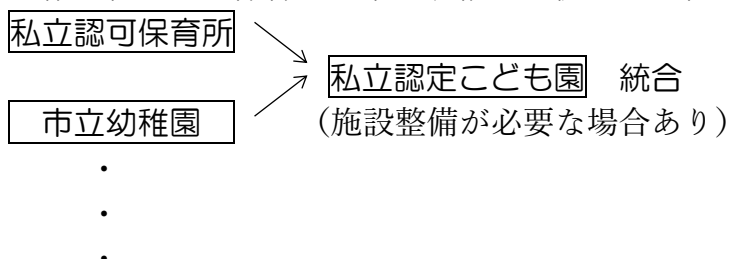


②現状の複数の市立幼稚園を統合

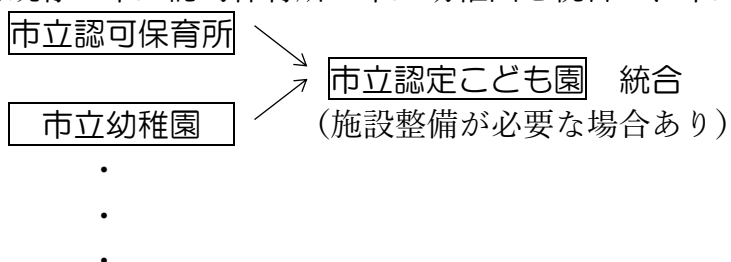


B. 認定こども園化（私立・市立）

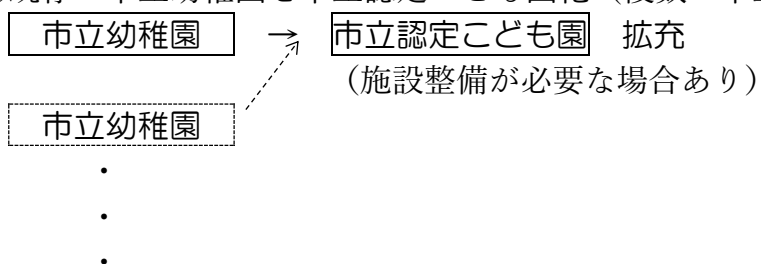
③既存の私立認可保育所と市立幼稚園を統合し、私立認定こども園化



④既存の市立認可保育所と市立幼稚園を統合し、市立認定こども園化



⑤既存の市立幼稚園を市立認定こども園化（複数の市立幼稚園を統合する場合を含む）



【パターン検討にかかる審議会での意見】

- ・それぞれの地域が実情に合った議論をする中で最適な選択ができることを期待する。
- ・保護者アンケートでは認定こども園を期待する声があったが、地域の事情や課題はそれぞれに異なるため、個々に応じた対応が必要。
- ・特別支援の「拠点」の機能は公立が担っていくべきものとする。
- ・仮に市立幼稚園を認定こども園とし、幅広い年齢で支援を要する園児を受け入れるなら、一定のエリア毎に設置し、家から近いところに通えるようになるとよい。例えば中学校区単位などを考えてはどうか。
- ・①～⑤各々の地域の課題に応じて対応していくものとする。実務的には課題があるだろうが、仮にどれかを目指すのであれば、まずあてはまるものを地元で説明し、望ましいものを選べたらよい。

第3章 今後の市立幼稚園のあり方について

1. 幼児教育のあるべき姿

本市は、出雲市保幼小連携推進基本計画のなかで、幼児の生活・発達や学びの連続性に基づく幼児教育の充実を図り、小学校教育に円滑に接続・連携させることを重点課題として位置付けており、今後もより一層、保幼小連携の推進が必要である。

幼稚園に在籍する園児が一定数いることから、引き続き受け皿として幼稚園が果たしてきた役割(1号認定該当)が求められるため、保育所機能に付加した形態である認定こども園化は時代の流れにおいても必然性が高いと考えられる。

現在、幼稚園・保育所・認定こども園においては、いずれも幼児教育施設としての位置付けがされており、幼児期に育みたい能力の向上が期待できる。

このことにより小学校入学につながる就学前での基礎的な能力の獲得が期待される。

2. 幼児教育における集団の規模

これまで市立幼稚園においては、幼児教育として幼稚園ならではの活動により先導的役割を果たしてきた。

引き続きその役割を期待するが、そのためには一定程度の集団を形成する中での活動が望ましい。

なお、一定程度の集団規模を定義づけすることは困難であるが、少人数ながらも工夫した活動により集団教育が行われている状況も確認したので、地域の状況も加味しながら幼稚園のあり方を判断して欲しい。

3. 幼稚園が果たす役割を形成するための施設形態・配置

幼稚園が果たしてきた役割を維持する方法としては、例えば中学校区単位で幼稚園を集約化するか、認定こども園化により集団規模の確保と保育所機能を持つことで、保護者の要望にも応えるものとする。

また、認定こども園化にあたっては、社会福祉法人等が運営する認可保育所が、幼稚園が果たしてきた役割を引き継いで1号認定の3～5歳児を受け入れる方法や、市立幼稚園が0～2歳児を受け入れることによる公立の認定こども園が考えられる。

個別の幼稚園のあり方については、それぞれがおかれている地域の実情等に十分配慮し、出雲市教育振興計画の方針などを基に判断して欲しい。

4. 特別な支援を要する幼児への対応や外国にルーツをもつ幼児への対応

今後も、特別な支援を要する幼児への対応について期待する声も多く、その役割については、そういった子どもの受け皿として市立幼稚園がその拠点として機能を保障をすることを中心に、保育所等と共に推進できる体制の充実を引き続き期待する。

特別支援教育の充実にあたっては、今後も増加する支援ニーズへの対応並びに義務教育への接続機能として、特に通級指導教室の受入枠拡充と指導者の育成・増員、さらには市立幼稚園で培われてきた指導ノウハウの保育所を含む全就学前施設への横展開を望む。このとき、市立幼稚園は引き続きその先導役を担い、取り残される園児が一人としていないよう、市全体の特別支援教育の充実を強力にけん引する役割を果たしてほしい。

また、出雲市では多くの外国人住民がまちづくりの担い手として活躍しており、その子どもたちが、明日の共生社会を担う大切な存在として、十分な配慮の中で安心して自己を発揮

し成長できるよう、支援体制のさらなる充実が望まれる。これまで外国にルーツをもつ幼児を積極的に受け入れてきた市立幼稚園が、その実績を生かし、主導的役割を担ってほしい。

そして、特別な支援を要する幼児や外国にルーツをもつ幼児を含むすべての子どもにとって、インクルーシブで多様な保育・教育環境を整えることを念頭に置き、今後も出雲市の子どもたちの健やかな育ちが保障され、子どもをまんやかに据えた保育・教育が提供できる施設のあり方について時代の変化を敏感に捉えながら取り組んで欲しい。

5. まとめ

出雲市におかれては、市立幼稚園の今後のあり方の基本的な方向性を示し、真摯に幼児教育行政に当たられることを願う。そして、すべての子どもの健やかな成長を支える最善の環境を整えられるよう、全市での幼児教育の取組の向上と、必要な支援体制の構築を、地域の理解を十分に得ながら進められたい。